

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日		頁	
改正	令和 3年12月22日			
適用	令和 3年12月22日			

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	株 式	2
第 3 章	株 主 総 会	3
第 4 章	取締役及び取締役会	4
第 5 章	監査役及び監査役会	6
第 6 章	計 算	7

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日		頁	1
改正	令和 3年12月22日			
適用	令和 3年12月22日			

第 1 章 総 則

第 1条 (商 号)

当社はサコス株式会社と称し、英文社名は、SACOS CORPORATIONと表示する。

第 2条 (目 的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設機械、産業機械及び同資材の賃貸業
2. 自動車及び車両の賃貸業
3. 上記を除く総合レンタル業及び総合リース業
4. 建設機械、産業機械及び同資材の輸出入、販売業
5. 自動車、車両及びその部品の輸出入、販売業
6. 生活用品、事務用品、電化製品及び什器備品の輸出入、販売業
7. 建設機械、産業機械及び同資材の製造、修理業
8. 自動車及び車両の整備、修理業
9. 上記を除く輸出入、販売、製造、修理業
10. 第一種貨物利用運送事業
11. 土木工事、建築工事、電気工事、電気通信工事、舗装工事、とび・土木・コンクリート工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、建具工事及び管工事の施工、請負
12. 駐車場の管理、運営及び経営
13. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介
14. 損害保険代理業
15. ソフトウェアの開発、コンサルティング業務、保守、販売及び賃貸
16. 情報提供サービス業
17. 経営コンサルティング業
18. 特許権、著作権の使用許諾
19. 産業廃棄物の収集、運搬並びに中間処理業

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日			
改正	令和 3年12月22日		頁	2
適用	令和 3年12月22日			

20. 労働者派遣法に基づく労働者派遣業

21. 前各号に付帯、関連する一切の業務

第 3条（本店所在地）

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第 4条（機関の設置）

当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第 5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第 6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

第 7条（自己の株式の取得）

当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

第 8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日			
改正	令和 3年12月22日		頁	3
適用	令和 3年12月22日			

第9条 (单元未満株式についての権利の制限)

当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (单元未満株式の買増)

当会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第12条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第13条 (基準日)

当会社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第14条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日			
改正	令和 3年12月22日		頁	4
適用	令和 3年12月22日			

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条（参考書類等のインターネット開示）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社は、取締役10名以内を置く。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日			
改正	令和 3年12月22日		頁	5
適用	令和 3年12月22日			

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えがある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。
ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日		頁	6
改正	令和 3年12月22日			
適用	令和 3年12月22日			

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項について、法令又は定款に定めのない事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第27条（社外取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第28条（監査役の数）

当会社は、監査役5名以内を置く。

第29条（監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日			
改正	令和 3年12月22日		頁	7
適用	令和 3年12月22日			

第30条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第32条（監査役会の招集）

監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

第33条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項について、法令又は定款に定めのない事項は、監査役会の決議により定める監査役会規程による。

第35条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第36条（社外監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

制定	昭和42年 9月 8日	サコス株式会社 定 款	No.	A-1
実施	昭和42年 9月 8日		頁	8
改正	令和 3年12月22日			
適用	令和 3年12月22日			

第 6 章 計 算

第37条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第38条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。